

住居確保給付金のしおり

仕事を辞めた／収入が減ったことにより、
家賃支払いにお悩みの方へ
～住居確保給付金（家賃補助）のご案内～

（令和8年7月改訂版）

福島県保健福祉部
社会福祉課

住居確保給付金とは（町村区域）

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として家賃相当額を支給するとともに、自立相談支援機関である生活自立サポートセンターによる就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

福島県内3級地（町村区域等）の例

33,000円（単身世帯）、40,000円（2人世帯）、43,000円（3～5人世帯）

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により延長は2回まで可能）

支給方法：不動産仲介業者等（※）への口座へ振込み（代理受領）

（※）不動産仲介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者

住居確保給付金を受けるには要件があります

申請時に以下の①～⑦のいずれにも該当する方が対象となります。

① 主たる生計維持者が、ア又はイのいずれかに該当すること。

ア 仕事を辞めてから又は事業を廃止してから2年以内の方

※ 離職等の日から申請日の期間内に、疾病、負傷、育児、その他県（保健福祉事務所）がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動ができなかった日数を2年に加算した期間とする。上記の加算された期間が4年を超える場合は、4年とする。

イ 申請日の属する月において、自分の責任や都合ではない理由で休業などになって、収入が減少し、就労の状況が離職や廃業と同等程度の状況にある方

② 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）

③ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一世帯に属する方の世帯収入額が「収入基準額」以下であること（収入には公的給付を含む）。

(参考) 福島県町村部における住居確保給付金の基準額及び収入基準額

(令和8年7月1日申請分～)

世帯人数	基準額	収入基準額(基準額+家賃月額(上限あり))
1人	86,000円	86,000円+家賃月額(上限額33,000円)
2人	124,000円	124,000円+家賃月額(上限額40,000円)
3人	147,000円	147,000円+家賃月額(上限額43,000円)
4人	175,000円	175,000円+家賃月額(上限額43,000円)
5人	209,000円	209,000円+家賃月額(上限額43,000円)
6人	242,000円	242,000円+家賃月額(上限額46,000円)
7人	275,000円	275,000円+家賃月額(上限額51,000円)

※ 8人以上の場合は、福島県社会福祉課にご確認ください。

- ④ 申請日における、申請者及び申請者と同一世帯に属する方の金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産
1人	516,000円
2人	744,000円
3人	882,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑤ 公共職業安定所等に求職を申込み、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、1ページ①イに該当する方で、自立に向けた活動を行うことが自立の促進に資すると県(保健福祉事務所)が認める場合は、申請日の属する月から起算して3月間に限り当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。
- ⑥ 自治体等が実施する離職等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと。
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金の支給額

① 世帯収入額 ≤ 基準額

⇒ 支給額は実際の家賃月額（共益費等を除く。）となります。

② 世帯収入額 > 基準額

⇒ 支給額は以下の計算式により算定された額となります。

支給額 = 基準額 + 実際の家賃月額（共益費等を除く。） - 世帯収入額

※ 実際の家賃額が下表の家賃月額（上限額）を超える場合は、家賃月額（上限額）を採用して算定された額を支給します。

※ 算定した額に百円未満の端数が生じたときにはこれを百円に切り上げて支給します。

（参考）福島県町村部における住居確保給付金の基準額及び収入基準額
（令和8年7月1日申請分～）

世帯人数	基準額	収入基準額（基準額 + 家賃月額（上限あり））
1人	86,000円	86,000円 + 家賃月額（上限額33,000円）
2人	124,000円	124,000円 + 家賃月額（上限額40,000円）
3人	147,000円	147,000円 + 家賃月額（上限額43,000円）
4人	175,000円	175,000円 + 家賃月額（上限額43,000円）
5人	209,000円	209,000円 + 家賃月額（上限額43,000円）
6人	242,000円	242,000円 + 家賃月額（上限額46,000円）
7人	275,000円	275,000円 + 家賃月額（上限額51,000円）

※ 世帯人数が8人以上の場合の基準額は、福島県社会福祉課にご確認ください。

例：単身世帯の場合

申請日の属する月における世帯収入の合計額が基準額86,000円以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃月額分（ただし上限額33,000円）を支給します。

申請日の属する月における世帯収入の合計額が基準額86,000円を超え、119,000円未満の方は以下の数式により算定された額となります。

支給額 = 基準額（86,000円） + 家賃月額（上限33,000円） - 世帯収入額

住居確保給付金を申請するために必要なもの

① 本人確認書類の写し

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート、各種福祉手帳、住民票、戸籍謄本、在留カード等

※ 顔写真のない証明書の場合は、2つ以上の提出が必要です。

② 離職等関係書類の写し

- ・ 離職を証明する関係書類（離職票、解雇通知書、有期雇用契約の非更新通知書、離職証明書、雇用保険受給資格者証等のいずれか）
- ・ 上記書類がない場合は、離職者であることが確認できる何らかの書類（給与振込が一定の時期から途絶えている通帳等）
- ・ 疾病、負傷、育児、その他県（保健福祉事務所）がやむを得ないと認める事情により連続して30日以上求職活動を行うことができなかった場合、その事実を証明できる書類（医師の証明書等）
- ・ 自営業を廃業した場合は、廃業を確認できる書類（廃業届等）
- ・ 離職と同等程度の状況にあることを確認できる書類（労働条件が確認できる労働契約書類、勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等）
- ・ 廃業と同等程度の状況にあることを確認できる書類（店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類等。請負契約にて収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等）

③ 収入関係書類の写し（申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入が確認できる書類）

- ・ 給与明細書、賃金明細書、報酬明細書等
- ・ 預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ
- ・ 雇用保険の失業給付等を受給している場合は、雇用保険受給資格証明書
- ・ 年金を受給している場合は、年金手帳、年金証書、支給額の分かる支給通知書等

④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融機関の通帳等の写し

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

① 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、生活自立サポートセンターに申請します。
- 申請にあたっては、「住居確保給付金申請時確認書」（以下、「確認書」という。）に記載された誓約事項及び同意事項の全てに同意することが給付の条件となりますので、内容を確認の上、「確認書」に記名してください。
- 生活自立サポートセンターから公共職業安定所等での求職活動を行うよう指示があった場合は、公共職業安定所等から付与された求職番号を上記「確認書」に記載してください。公共職業安定所等への求職申込みを行っていない場合は、求職申込みを行ってください。
- 生活自立サポートセンターから、申請書の写し及び「入居予定住宅に関する状況通知書」が配付されます。

② 入居予定住宅の確保

- 不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産仲介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

③ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産仲介業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を生活自立サポートセンターに提出してください。

④ 住居確保給付金の審査

- 県（保健福祉事務所）による審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、生活自立サポートセンターから「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて「住宅確保報告書」が配付されます。
- 県（保健福祉事務所）による審査の結果、受給資格なしと判断された場合は、生活自立サポートセンターから「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産仲介業者等に対し、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

⑤ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産仲介業者等

に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。

⑥ 入居手続き等

- ・速やかに住民票の設定・変更手続きをしてください。
- ・実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して、「住宅確保報告書」を生活自立サポートセンターに提出してください。

⑦ 住居確保給付金支給の決定

- ・「住宅確保報告書」の内容を審査後、支給決定を行い、生活自立サポートセンターから「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。併せて「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が配付されます。
- ・不動産仲介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。
- ・住居確保給付金は自治体から不動産仲介業者等へ直接振り込まれます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

① 住居確保給付金の支給申請

- ・必要書類を添えて、生活自立サポートセンターに申請します。
- ・申請にあたっては、「住居確保給付金申請時確認書」（以下、「確認書」という。）に記載された誓約事項及び同意事項の全てに同意することが給付の条件となりますので、内容を確認の上、「確認書」に記名してください。
- ・生活自立サポートセンターから公共職業安定所等での求職活動を行うよう指示があった場合は、公共職業安定所等から付与された求職番号を上記「確認書」に記載してください。公共職業安定所等への求職申込みを行っていない場合は、求職申込みを行ってください。
- ・生活自立サポートセンターから、申請書の写し及び「入居住宅に関する状況通知書」が配付されます。

② 入居住宅の不動産仲介業者等との調整

- ・入居住宅の不動産仲介業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

③ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・不動産仲介業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に入居住宅の賃貸借契約書の写しを添付し、生活自立サポートセン

ターに提出してください。

④ 住居確保給付金の審査・決定

- 県（保健福祉事務所）による審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、生活自立サポートセンターから、「住居確保給付金支給決定通知書」の交付にあわせて「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が配付されます。
- 入居している住宅の不動産仲介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は自治体から不動産仲介業者等へ直接振り込まれます。
- 県（保健福祉事務所）による審査の結果、受給資格なしと判断された場合、生活自立サポートセンターから「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産仲介業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

住居確保給付金受給中の義務

住居確保給付金受給中は、以下の義務を履行してください。

① 公共職業安定所等での求職活動を行う受給者

- ・毎月2回以上、公共職業安定所等での職業相談等を受け、「職業相談確認票」に担当公共職業安定所等の確認を受けること。
- ・毎月4回以上、生活自立サポートセンターとの面接等を受け、公共職業安定所等での職業相談の状況等について報告すること。
- ・原則毎週1回以上、求人先への応募・面接を行うこと。また、応募・面接の実績は、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付の上、生活自立サポートセンターに報告すること。
- ・生活自立サポートセンターが策定したプランに基づく求職活動等を誠実かつ熱心に行うこと。

② 自立に向けた活動を行う受給者

- ・原則月1回以上、経営相談先への経営相談を受け、「自立に向けた活動状況報告書」に受給者が自ら記載すること。
- ・毎月4回以上、生活自立サポートセンターとの面接等を受け、自立に向けた活動の状況について報告すること。
- ・経営相談先の助言等の下、「自立に向けた活動計画」を作成し、生活自立サポートセンターに報告すること。上記計画の作成後は、毎月1回以上計画に基づく活動を行うこと。
- ・経営相談先から公共職業安定所等での求職活動を行うことが適当と助言を受けた場合は、速やかに生活自立サポートセンターに報告の上、原則上記①による公共職業安定所等での求職活動を行うこと。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ① 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を生活自立サポートセンターへ提出してください。
- ② 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、生活自立サポートセンターに毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

住居確保給付金の受給期間が終了する際に、以下の要件を満たしていれば、2回まで延長することが可能です。

(要件)

- ・1～2ページの要件（ただし要件①を除く。）を満たすこと。
- ・受給中に誠実かつ熱心に求職活動を行っていること。

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、受給期間の最終月に、収入と預貯金が分かる書類を準備して、生活自立サポートセンターにご相談ください。

支給額等を変更できる場合があります

以下①～③の場合に限り、支給額の変更を行います。

また、④に該当する場合は、支給方法を変更します。

- ① 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
- ② 世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額に達していない場合
- ③ 借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は生活自立サポートセンターの指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
- ④ 貸主等への賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い、代理受領の方法によることとなった場合

生活自立サポートセンターに「住居確保給付金変更支給申請書」を提出する必要がありますので、家賃額が変更されたこと又は収入が下がったことが証明出来る書類を準備して、生活自立サポートセンターにご相談ください。

住居確保給付金を中止する場合があります

下記のいずれかの要件に該当した場合、支給を中止する場合があります。

- ① 受給者が誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する自治体の指示に従わない場合
- ② 受給者が常用就職又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合
- ③ 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合
- ④ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
- ⑤ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
- ⑥ 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
- ⑦ 受給者が生活保護費を受給した場合
- ⑧ 支給決定後、疾病、負傷、育児その他県（保健福祉事務所）がやむを得ないと認める事情により引き続き 30 日以上求職活動を行うことができなかった場合において中断を決定した日から2年を経過した場合
- ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- ⑩ 上記のほか受給者の死亡など支給することができない事情の場合

住居確保給付金の再支給について

住居確保給付金は、原則1人1回の支給です。ただし、次の①～③のいずれかに該当し、かつ④に該当する場合に限り、2回目の支給を受けることができます。

- ① 住居確保給付金を受け、その結果、常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合
- ② 会社が倒産した場合
- ③ 自分の責任や都合ではない理由で休業などになって、収入が減少し、就労の状況が離職や廃業と同等程度の状況にある場合（住居確保給付金の支給終了月の翌月から起算して1年を経過している場合に限る。）
- ④ 疾病又は負傷により2ページ④の要件に該当しなくなった後、2年以内に1～2ページ②～⑦に該当するに至り、引き続き家賃相当額の支給を行うことが、対象者の就職の促進に必要であると認められる場合

※ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付の全額又は一部を徴収します。

住居確保給付金のしおり

2026年7月改訂

福島県保健福祉部

社会福祉課

TEL／024-521-7323 FAX／024-521-7917
